

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成24年12月13日(2012.12.13)

【公表番号】特表2009-503244(P2009-503244A)

【公表日】平成21年1月29日(2009.1.29)

【年通号数】公開・登録公報2009-004

【出願番号】特願2008-525231(P2008-525231)

【国際特許分類】

C 10M 169/04	(2006.01)
C 10M 107/50	(2006.01)
C 10M 133/16	(2006.01)
C 10M 105/06	(2006.01)
C 10N 20/02	(2006.01)
C 10N 30/02	(2006.01)
C 10N 30/04	(2006.01)
C 10N 30/06	(2006.01)
C 10N 30/10	(2006.01)
C 10N 40/04	(2006.01)
C 10N 40/08	(2006.01)

【F I】

C 10M 169/04
C 10M 107/50
C 10M 133/16
C 10M 105/06
C 10N 20:02
C 10N 30:02
C 10N 30:04
C 10N 30:06
C 10N 30:10
C 10N 40:04
C 10N 40:08

【誤訳訂正書】

【提出日】平成24年10月29日(2012.10.29)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

トルク伝達関係にある少なくとも2つの相対的に回転可能な要素と、前記要素のけん引表面に配置されたトラクション流体とを有するトラクションドライブシステムにおいて、前記トラクション流体として、

-メチルスチレンのパーヒドロダイマーと、

77°F(25°C)で20センチストークス未満の粘度を有するジメチルシリコーン流体と

からなる流体をベースオイルとする配合物を用い、

前記ジメチルシリコーン流体が、前記トラクション流体の10重量%~20重量%を占

め、前記ジメチルシリコーン流体が、メチル以外の他の官能基を10重量%以下の量で含む、

ことを特徴とするトラクションドライブシステム。

【請求項2】

トルク伝達関係にある少なくとも2つの相対的に回転可能な要素と、前記要素のけん引表面に配置されたトラクション流体とを有するトラクションドライブシステムにおいて、

前記トラクション流体として、

-メチルスチレンのパーアヒドロダイマーと、

77°F(25°C)で5~15センチストークスの範囲の粘度を有するジメチルシリコーン流体と

を含む流体をベースオイルとする配合物を用い、

前記ジメチルシリコーン流体が、前記トラクション流体の10重量%~20重量%を占め、前記ジメチルシリコーン流体が、メチル以外の他の官能基を10重量%以下の量で含む、

ことを特徴とするトラクションドライブシステム。

【請求項3】

トルク伝達関係にある少なくとも2つの相対的に回転可能な要素と、前記要素のけん引表面に配置されたトラクション流体とを有するトラクションドライブシステムであって、

前記トラクション流体が、

多環式炭化水素と、

77°F(25°C)で20センチストークス未満の粘度を有するジメチルシリコーン流体と

からなる流体をベースオイルとする配合物であり、

前記ジメチルシリコーン流体が、前記トラクション流体の10重量%~20重量%を占め、前記ジメチルシリコーン流体が、メチル以外の他の官能基を10重量%以下の量で含む、トラクションドライブシステム。

【請求項4】

前記多環式炭化水素が-メチルスチレンのパーアヒドロダイマーである、請求項3で定義したトラクションドライブシステムのトラクション流体。

【請求項5】

トルク伝達関係にある少なくとも2つの相対的に回転可能な要素と、前記要素のけん引表面に配置されたトラクション流体とを含むトラクションドライブシステムであって、前記トラクション流体が、

多環式炭化水素と、

77°F(25°C)で5~15センチストークスの粘度を有するジメチルシリコーン流体と

を含む流体をベースオイルとする配合物であり、

前記ジメチルシリコーン流体が、前記トラクション流体の10重量%~20重量%を占め、前記ジメチルシリコーン流体が、メチル以外の他の官能基を10重量%以下の量で含む、トラクションドライブシステム。

【請求項6】

前記多環式炭化水素が-メチルスチレンのパーアヒドロダイマーである、請求項5で定義したトラクションドライブシステムのトラクション流体。

【請求項7】

分散剤を含有する、請求項1~6のいずれか一項で定義したトラクション流体。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】図面

【訂正対象項目名】全図

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【図 1 A】

【図1B】

20°CSTのジメチルシリコーンオイルを使用する実験例20~25は、-30度以下に冷却すると壊つた。